

市議会議員
かけのまち子
電話/Fax 53-7727
kakenom@xj.commufa.jp



市議会議員
みわ 陽子
電話/Fax 54-6712
yokko0520mi@yahoo.co.jp



NO. 456 2020.5.21
日本共産党江南市委員会

あすの江南

前市議 森ケイ子 電話/Fax 57-2753
前市議 東よしき 電話/Fax 54-7977

* 困り事は早めにお気軽にご相談ください

日本共産党江南市議員団 HP



検索

5月臨時 会報告②

議会費等の削減分を新型コロナ対策へ

5月14日に閉会した5月臨時会。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から市民生活を守るために、市長、副市長(現在は不在)、教育長の給与を、6月から来年3月までの10カ月間、市長は20%、副市長、教育長は10%減らす条例改正案を可決しました。

不在の副市長分を含め3人分で346万5千円。この削減額は、6月補正予算に計上しコロナ対策費に充てるとの答弁がありました。なお、市職員の給与の減額へ波及させることはないとの答弁もありました。

また、議員間の協議の結果、議員報酬を6月から12月までの7カ月間、5%減らす条例改正案が議員提案され、全会一致で可決。削減額は22人分で350万5千円。また、委員会視察旅費、研修講師謝礼等の議会費311万2千円も削減することで合意しました。これらもコロナ対策費に充てられる予定です。

1人年間15万円の政務活動費を部分的に執行せず、年度末に市に残額を返還することについても今後、協議を行うことになりました。なお、1人10万円の特別定額給付金については、議員分を市に寄付することは、禁じられた寄付行為となりできないため、受け取った上で、市内で消費することで市内業者を応援していく方向です。



安全安心な学校再開を

25日から分散登校、通常授業は6月1日

江南市教育委員会は、市立小中学校の学校再開にむけての対応方針を以下のように発表しました。

- 学校再開は5月25日(月)から。通常授業は6月1日(月)から実施。
- 分散登校を1週間。ABグループに分けて各2日間実施。分散登校日は、3時間授業、簡易給食の提供。
- 家庭学習日の小学生に対し、自主登校教室を開設。
- 授業時数の確保のために夏休み期間を、8月8日～8月23日までに短縮。8月3日～7日は、半日課の授業。

安全対策として、非接触型体温計計90個。マスクを各校100枚、計1,500枚。フェイスシールド各校10個。掃除用次亜塩素酸水各校1缶。ビニル手袋各校2,000枚、計30,000枚を購入すると発表しました。

日本共産党議員団は、5月19日、市長と教育長に対し、安全安心な学校再開にむけて10項目の緊急の申し入れを行いました。(主なものは下記。詳細は、議員団HPを)

- 子どもたちや教員の心のケアを十分できる相談体制を。
- 子どもたちを追い詰める、過剰な補習や土曜、7時間授業を行わないこと。
- 発熱した児童生徒のための休養室の確保、対応マニュアルの整備を。
- 夏季の学校給食の安全性確保のために、万全の対策を。

10万円支給はじまる

江南市でも、特別定額給付金の支給が当初予定よりも早く、はじまりました。オンライン申請された世帯は15日から。市HPからダウンロードした申請書で連休明けまでに郵送された世帯は22日から支給開始です。前日までに振込日のお知らせが届きます。

市からの印字された申請書の郵送は5月22日から順次はじまり、ダウンロード版申請書は21日で終了です。書き方や添付書類がわからない方は、議員団までご連絡下さい。

議会の新しい役員と構成決まる

議長、副議長選挙を行い、議長に野下達哉氏(公明)、副議長に中野裕二氏(江政クラブ)を選出。議会選出の監査委員を、稲山明敏氏(江南クラブ)とすることに同意しました。

党議員団の委員会、審議会等の新たな所属は次のようです。

◎は委員長

- 掛布まち子議員 ◎総務常任委員会、議会運営委員会
◎議会改革特別委員会、行政改革推進委員会
三輪陽子議員 厚生文教常任委員会、議会広報編集特別委員会、江南丹羽環境管理組合議会、図書館運営委員会

党議員団は、各会派代表者や正副議長に対し、議会運営についての申し入れ書を渡し賛同を申し入れました。(主なものは下記)

新型コロナ対策、情報共有と議論の場を

1. 市執行部、市議会が、新型コロナ対策に関する必要な情報を共有し十分に議論を尽くす場を設けること。
2. 慣例となっている、常任委員会終了後の委員会と執行部との懇親会は今後も中止すること。
3. 一般質問で、執行部側から事前に答弁書を受け取らないこと。
4. 議案の賛成討論原稿の提供を、執行部側から受けないこと。
5. 定例議会ごとに独自の「議会だより」を発行し、全世帯を対象に配布すること。
6. 一般質問通告書は要旨を詳しく記載し、市民に公開すること。
7. 傍聴者に対し、通告書や議案書を配布すること。
8. 審議会等の委員報酬は、職員と同様に辞退すること。